

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和5年5月12日提出

三次市長 福岡 誠志

専決処分第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

三次市長 福岡 誠志

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三次市国民健康保険税条例（平成16年三次市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め，同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め，同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に，「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項，第4項，第6項から第9項まで，第12項及び第13項中「第2

3条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。